

令和5年度
内部統制評価報告書

令和6年8月
海 老 名 市

令和5年度海老名市内部統制評価報告書

海老名市内部統制方針に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

市長は、内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、令和6年度より本格運用を開始し、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

2 評価手続

本市においては、令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

上記評価手続のとおり評価作業を実施した結果、本市の「財務（会計、財産管理）に関する事務」に係る内部統制は、重大な不備が1件みられたものの、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断した。

4 不備の是正に関する事項

重大な不備と認められたものについては、不備の発生後、所管課において再発防止策を適切に講じており、評価基準日において是正されている。その他不備が認められたものについては、考案した改善策と再発防止策に基づいて運用を進められるなど、全件適切に対応されていた。

令和6年8月16日
海老名市長 内野 優

【附属資料】

目次

- 1 内部統制の整備及び運用に関する事項
 - (1) 内部統制の目的
 - (2) 内部統制基本方針
 - (3) 対象事務
 - (4) 取組の視点
 - ア 業務の効率的かつ効果的な遂行
 - イ 財務報告等の信頼性の確保
 - ウ 業務に関わる法律等の遵守
 - エ 資産の保全
 - (5) 内部統制の実施体制

- 2 評価手続
 - (1) 評価対象期間
 - (2) 評価基準日
 - (3) 評価対象所属
 - (4) 評価の方法

- 3 評価結果
 - (1) 個別業務チェックリスト作成状況
 - (2) 発生したリスク一覧と再発防止策等
 - ア 発生したリスク
 - イ 重大なリスク
 - (3) 内部評価の総評

- 4 不備の是正に関する事項

本附属資料は、令和5年度海老名市内部統制評価報告書に記載した「内部統制の整備及び運用に関する事項」、「評価手続」、「評価結果」及び「不備の是正に関する事項」についての解説を目的として作成したものです。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

(1) 内部統制の目的

地方公共団体の組織目的である「住民の福祉の増進（地方自治法第1条の2 第1項）」の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして認識し、対応策を講じて事務の適正な執行を確保することで、市政に対する市民の信頼性の確保を目的としています。

(2) 内部統制方針

内部統制制度は、日々の業務におけるリスクの発生可能性を低減し、適正な事務執行を可能とすることを目的としていることから、日々の業務におけるリスクの発生可能性を低減するための、業務チェックリストを作成し、異動者でも業務の注意点等を不足なく確認できる体制を作ります。

(3) 対象事務

次に掲げる事務を本市における内部統制の対象事務としています。

- ・財務（会計、財産管理）に関する事務

(4) 取組の視点

ア 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織としてチェックを行う事務処理体制の構築を進めるとともに、組織内での業務の進捗状況や課題の共有、報告・連絡・相談による情報共有の重要性を改めて認識することにより、業務の効率的かつ効果的な遂行を図ります。

イ 財務報告等の信頼性の確保

決算の意義や重要性を改めて認識し、チェックを組織的に行う対策を講じるとともに、日々の業務プロセスにおけるルールを適切にすることにより、財務報告等の信頼性の確保を図ります。

ウ 業務に関わる法律等の遵守

公務員として、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観が求められているという自覚と責任感を持つとともに、根拠法令等を理解し、業務に関わる法令等を遵守します。

エ 資産の保全

市が保有する資産の現況や課題を把握し、資産の取得や管理、利活用、処分等の適切な運用を行い、資産の適正な保全を図ります。

(5) 内部統制の実施体制

【内部統制統括責任者】

本市における内部統制に関する事務を統括するとともに、海老名市内部統制に関する基本方針に従い、内部統制に関する事務を処理するため、内部統制統括責任者を置くこととし、市長を充てています。

【内部統制推進責任者】

本市における内部統制を推進するため、内部統制推進責任者を置くこととし、財務部長を充てています。

【内部統制評価者】

本市における内部統制を評価するため、内部統制評価者を置くこととし、各部等の次長を充てています。

【内部統制管理者】

所属における内部統制の推進を図るため、所属に内部統制管理者を置くこととし、各課等の長を充てています。

2 評価手続

(1) 評価対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(2) 評価基準日

令和6年3月31日

(3) 評価対象所属

市長部局に属する全課、会計課、議会事務局、教育委員会部局に属する全課及び各行政委員会事務局

(4) 評価の方法

内部統制管理者は、分掌事務のうち財務に関わる事務に関して個別業務ごとのチェックリスト（個別業務チェックリスト）を作成し、財務事務において発生が想定されるリスクを洗い出すとともに、順守すべき法令や業務マニュアルが明文化されていることを確認する。また併せて、発生したリスクについては一覧化（リスク報告表）して情報共有を図るとともに、再発防止策等を講じることで業務改善を行う。

内部統制評価者は、内部統制管理者が作成した「個別業務チェックリスト」の整備状況及び「リスク報告表」により業務改善等の状況について確認し、内部統制の有効性の評価を行います。

3 評価結果

財務（会計、財産管理）に関する事務について、評価基準日における内部統制の整備状況及び運用状況について評価作業を実施し、内部統制の有効性の評価を行いました。

(1) 個別業務チェックリスト作成状況

本市の内部統制の取組として、各課等において作成している「個別業務チェックリスト」について評価を実施したところ、財務事務が発生する分掌事務ごとに適正に作成されており、業務等の変更に併せて随時更新されていることが確認できました。

(個別チェックリスト作成状況)

No	部等名	部署数	分掌事務数	チェックリスト作成数	前年比
1	市長室 (選挙管理委員会事務局を含む)	7	62	34	0
2	財務部 (会計課を含む)	9	61	35	0
3	市民協働部	5	47	38	3
4	保健福祉部	10	60	56	3
5	経済環境部 (農業委員会事務局を含む)	5	53	25	△1
6	まちづくり部	8	69	40	0
7	消防本部	7	68	29	3
8	教育部	4	54	50	6
9	議会事務局	1	16	7	0
合計		56	490	314	14

※ 「前年比」はチェックリスト作成数を前年と比較した数値

(2) 発生したリスク一覧と再発防止策等

ア 発生したリスク

各課等において作成したリスク報告表について評価を行ったところ、整備上の不備¹は2件、運用上の不備²が43件認められました。内部統制の重大な不備³は1件ありました。

【発生したリスク一覧】

リスク No.	リスクの内容	整備上の 不備件数	運用上の 不備件数
1	予算の調製に関する誤り	—	1
2	予算の執行手続きの誤り	—	9
3	市債の借り入れ手続き	—	2
4	補助・給付の誤り	—	7
5	課税、賦課誤り	2	0
6	契約・経理に係る誤り	—	17
7	債権管理の誤り	—	1
8	業務プロセスの不備等	—	6
合計		2	43

※ 「6 契約・経理に係る誤り」の件数は重大な不備と認められた1件を含む

イ 重大な不備

重大な不備は、財務（会計、財産管理）に関する事務における内部統制の重大な不備は、内部統制の不備のうち、原則として、次の掲げる複数の事項に該当するものから総合的に判断します。

¹ 整備上の不備

内部統制が存在しない、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の状態にあること。

² 運用上の不備

整備段階で意図した内部統制の効果が得られておらず、結果として対象リスクが発生した状態にあること。

³ 重大な不備

内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高い、もしくは実際に生じさせた状態のこと。【判断基準は次項「＜参考＞重大な不備の判断基準」に記載】

【内部統制の重大な不備と認められた案件】

案件番号	24	分類	契約・経理に係る誤り
発覚日	令和5年8月14日	判断基準	1、2、12
案件名	商品券の二重配布		
内容	<p>国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」による、低所得世帯への支援策として、海老名市では「元気いっぱい!!えび〜にゃ商品券」を活用し、1世帯当たり30,000円の商品券を配付したが、165世帯に対して、二重に商品券を発送したことが、市民の間合せにより判明した。</p> <p>令和5年8月8日に発送した836世帯のうち、165世帯の申請書類について、8月10日に再度、発送対象として処理してしまったもの。</p>		
改善策 再発防止策	<p>事業者側の処理マニュアルを改訂し、收受印の押印を徹底した。</p> <p>市が発送する際、既発送リストとの突合せ作業が未実施であったため、その後は、突合せ作業を実施の上発送するようにした。</p>		

<参考>重大な不備の判断基準

1	地方公共団体や住民に対し、大きな影響を与えたもの（概ね100万円超）
2	影響範囲が一定数以上であるもの（概ね100人・件超）
3	解決や処理に費やした時間や労力が大きいもの（概ね1年超）
4	事務ミス等が生じていた期間が長いもの（概ね1年超）
5	職員に故意又は重大な過失があったもの
6	法令違反があるもの
7	信用失墜の程度が甚だしいもの
8	懲戒処分を行ったもの
9	再発防止策の策定に至っていない又は実施されていないもの
10	報道発表に至ったもの
11	過去に同様のケースを生じたもの
12	事件発覚の経緯が自ら発見したものでないもの

(3) 内部統制の総評

以上のことから、本市の「財務（会計、財産管理）に関する事務」に係る内部統制は、重大な不備が1件みられたものの、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

重大な不備と認められたものについては、再発防止策を適切に講じており、評価基準日において是正されています。今後同様の事例が生じないように、適正に事務執行を行ってまいります。不備が認められたものについては、考案した改善策と再発防止策に基づいて運用を進めるなど、全件で適切に対応されていることを確認していますが、リスクマネジメントの強化を図るため、今後も、不備等の情報を共有して再発防止に取り組んでいきます。